

翻訳

フィリップ・サニャック著

「フランス革命における民事立法」(9)

フランス近代法研究会

しかし、何よりもこの革命が実行されねばならない。家庭

内の専横を消滅させる必要がある。慣習法地方のように父権が廃絶されねばならない。家庭内の実権は、成文法地方のように、もはや父のみが保有するのではなく、自然と古くからある慣習法の伝統にしたがって、母と父の両者に存するべきである。⁽¹⁾父と母は子を養い育てる義務がある。教育は自由であるから、両親の好む学校へ(子を)通わせることができる。しかし、父と母は子に職業教育を受けさせねばならない。これに違反すれば、厳罰に処せられる。「パンの次に、人が第一に必要なとするものは教育である。」⁽²⁾とくに親は、ルソーがエミールにさせたように、農夫もしくは職人に必要な技能を、自ら子に教え、または他人から子が学べるようにしなければならぬ。「親は子を生涯扶養する義務

を負うことになる。」⁽³⁾

他のすべてのものより確実な(この教育という)財産は、子を「その運命の打撃と野心という苦悩から庇護する」。さらに、子は、「贅沢ではないが豊かで、財産はないものの満足な、仕事により偉大となる、現在では稀な農夫の状況を教育によって改めること」ができるようになる。⁽⁴⁾

父母は、その正当な権威を尊重させるために、彼らの子に懲罰を与えることができる。しかし、法が認める懲罰方式は、もはやそれほど多くはなく、かつ、過酷なものであってはならない。まず、相続廃除は、廃止される。⁽⁵⁾すなわち、一般的に旧制度に強く執着する傾向にある父親は信用できないから、威嚇によって子を隷属させ、かつ、その行使により相続人間の平等を侵害してきた極端な権利を廃止すべきである。

子の間で財産を分割するに当って、それがどんなにきさいなものであつても、いかなる手心も加えることはできない。すなわち、不和が平和と愛とにとつてかわられるためには、すべての子が平等でなければならぬ。第二に、(子を)矯正するに当って、恣意性の入りこむ余地は、もはやない。父母は、もはやこの(矯正する)権利を独占することはない。彼らは、八名、あるいは、少なくとも六名の最も近い親族、友人、あるいは近隣の者からなる家族会議と、(子を矯正する)権利を分けあつている。⁽⁶⁾子または後見人附孤児を罰しようとする父母、または後見人は、《家庭裁判所》に対して訴えるべきである。その場合、家族会議は、もつとも重大な事例に関しては、二〇才未満の子を最長一年間感化院に閉じ込める旨の裁判をすることができる。この決定は、ディストリクト裁判所長の同意を得た場合にのみ執行されなければならない。⁽⁷⁾

父権の専横に対して、父および母の共同親権、家族の、さらに裁判官の関与、これだけの保障がおかれた。

父母は、子が二一歳に達するまで、その子の婚姻に反対する権利を有した。⁽⁸⁾ 実際、新しい法律によれば、一五歳および

一三歳で若い男女は婚姻できるのだが、これらの者が、現実を十分に知った上で、かくも重大な行為により、自らを単独で拘束しようとするためには、余りにも未経験である、と考えられたからである。要するに、父母は、その子の監護と同時に、彼らの財産の使用および管理をする。しかし、それは、その息子および娘が成年、(親権からの)解放または婚姻によつて、その財産を彼ら自身で管理しようようになるまでである。⁽⁹⁾

子が二一歳になる前に、父母が死亡したときは、親権を少なくとも一部分相続するのは、親族会^①(conseil de famille)である。一七九二年におけるような未成年者により近い五人の親族で構成された親族会は、一七九三年には、もはや存在しなくなった。すなわち、(この親権の)推定相続人となり、ただ自己の利益だけに固執し、未成年者の婚姻に承諾を与えようとしなないこれらの親族は、信用することができないからである。未成年者が婚姻をしようとするとき、必要な同意を求めなければならないのは、(親権の)相続人となる二人の親族、相続人以外の他の二人の親族および公証人で構成される親族会に対してである。しかし、一ヶ月を経ても、親族会

が同意を与えず、かつ、未成年者がその同意を固執する場合には、親族会は、この拒絶を次の二つの重大な理由に基づいてのみ主張することができる。この理由を主張できる場合は、ほとんどない。それは、未成年者が婚姻をしようとする相手方に素行の顕著なる墮落がある場合、または、名誉刑 (*peine d'infamie*) を言いわたした判決の後に未だ復権を得ていない場合の、二つである。⁽¹⁰⁾

未成年者が浪費家である場合でも、家庭裁判所は、禁治産宣告をすることはできない。なぜなら、「この浪費の原因は、余りにも広範囲に及ぶから、私的に定められる恐れがある。

また構成員がアリストクラートである家庭裁判所では、国の自由と安泰のために、自ら進んでなそうとする犠牲的行為を放蕩呼ばわりして、祖国の自由と幸福のために、情熱に燃え、熱狂的な愛国者を罰しようとするだろう。⁽¹¹⁾」

以上のすべての親権を、両親は子の利益においてのみ行使する。親の子に対する保護の必要が無くなればただちに親権は消滅する。そして「成年」に達した子は、自らの諸権利を行使することができる。⁽¹²⁾ 成文法地方の父権は消滅した。立法委員会の名において、ミュレールは、成年を二五歳に決めた

が、立法議会は、デュカステルの提案にしたがい、二一歳に定めた。⁽¹³⁾

それは、最も自由な慣習法地方の成人年齢にほぼ一致していた。立法議会は、その年齢をバリ慣習法以下にすることはできなかった。⁽¹⁴⁾ 王政時代の法制度とは異なり、⁽¹⁵⁾ 革命家達は、単一の成人年齢を定めた。すなわち、二一歳から完全な民法上の成年となる。家族の一員である(未婚の)息子および娘は、すべての民法上の権利を行使することができ、父母の同意なくして婚姻することができ、損害 (*lesion*)⁽¹⁶⁾ を原因とする債務を負担することができる。但し、この場合にも、(取消訴権は認められず) 現状回復義務は負わない。⁽¹⁶⁾ さらに、この完全な民法上の行為能力は、参政権 (*capacité politique*)⁽¹⁷⁾ とも一致しており、二一歳になれば、成年であると同時に市民となるのである。また、未成年者を(親権から)解放する婚姻をすれば、民法上の成年の法定年齢に達したものとす。

成人となっても、子は、父および母に対して尊敬と敬意はらわなければならない。同様に、一七九三年民法草案によれば、婚姻する前に、子は、父母の承認を得なければなら

ない。しかし、「子が三日を経ても、それ（父母の承認）を得られない場合には、それ以後、その請求を正当化することができる⁽¹⁷⁾」。実行するには、あまりにも容易な義務に見えるかもしれない。しかし、人生があまりにも急速に転回し、脅威にさらされた国境に動員され、市民にとっては、婚姻するに際して、うちかつには余りにも長い障害があつてはならないという時代の要請に応える義務なのである。

排他的、絶対的、無期限な父権は、もはや存在しない。成文法は、崩壊した。全国いたるところで、自由と平等がめざされ、さまざまな制限、束縛は、崩壊した。

三 これらの改革は、真に新しいものというべきであろうか。全然そうではない。（改革が）定めた二二歳を成年とすること、家庭内の権威への母の参加、これらは、慣習法を継承したものである。強制仲裁を行う家庭裁判所は、かなり古くからある制度であり、（すでに）一四九一年のプロヴァンス地方の身分法（statut）で組織されていたものである。憲法制定議会議員は、これを継承したのである。⁽¹⁸⁾ 王令もこれを一六世紀に部分的に行なおうとしたが、失敗している。⁽¹⁹⁾

親族会は、父および母の矯正権を制限し、次のことを行う

ことができる。すなわち、家族の構成員に対する禁治産宣告、妻の（申立による）夫婦財産の分離の言い渡し、父および母、祖父および祖母をなくした未成年の子に対する後見人の選任、および未成年者の関係する共同財産の売却の任に当る公証人の指定、⁽²⁰⁾ をする。これらは、前二世紀に慣行として行なわれていた親族の権限（avies）の、非常に重要な拡張ではないことは確かである。⁽²¹⁾

しかし、革命期の家族法が旧制度の諸要素によってのみ構成されたとしても、それにもかかわらず、それは、（諸要素の）組合せの調和、および家族法に浸透している啓蒙主義的精神によって、非常に独自なものとなっている。

それ以後、家族は、解放する自由と結合する愛とを基盤とすることになった。いまや家族は、個人から自発性と意思とを奪う厳格かつ専制的な団体ではなく、父母と子のみで構成される閉鎖的な集団でもなくなった。すべての近親者、特に⁽²²⁾ 祖父母さらに必要なら友人たちまでも構成員とする結合なのである。革命家たちは、父のみ家族全員が従属する古い家族制度を破壊しようとした。権力を分割され、家族全員の運命と紛争を判断するかなりの人数からなる会議によって、父

母 (Us chets) が制約されるような家族を、彼らは作ろうとしたのである。

革命家達は、すべての人為的な結合 (association artificielle) を国家にとって危険なものとして、今後は廃止および禁止し、存在する唯一の自然的な結合 (association naturelle) だけを拡大し、強化しようとした。彼らが目指したものは、(構成員) 各自に自由を認め、責任を負わせて、(特定の) 個人のエゴイズムを許さず、父母を愛と共通の価値で結び付け、かつ、公の道徳につながる家庭内での道徳を榮えさせる家族会であった。それは、自由の中の連帯である。そして、革命家達の法体系において予見できなかった制度である。なぜなら、一般的には、家族的な結合は、国家が強力になればなるほど、それだけ弱体化するものである。つまり、それは、確固たる根拠のない空想的な制度にほかならない。家族を、各々の親が平等の権利を行使する小共和国とし、国家の裁判に関する費用によって家族裁判所のような旧い制度を修復すること、これらは、高邁ではあるが、恐らく夢想的な試みであった。

北部フランスにおいては、このような結合体は、最も親密

な親族が共に、あるいは近隣に住んでおり、ある意味で幼児から身につけた連帯の精神が、日々近隣關係と相互扶助によって育っているような時代には、存続することができた。しかし、一八世紀末には、家族の成員が、あちこちに分散し、しばしば、お互いに無関心、あるいは嫉妬しながら暮らすようになると、もはや、共同事業のために家族の成員の活発な協力を、あてにすることは、できなくなった。

多くの人々にとって、多様な権限を有する新たな裁判所は、堪え難い困苦の根源と思われたにちがひなかった。それは、強い家族的紐帯が比較的に余り文明化していない社会の、また、土地に強く緊縛されている階級の特性だからである。

いずれにせよ、革命家達はその法律の実効性に関して断じて思い違いをしていなかった。革命家達は、家族(制度)を改正するためには、国家におけると同様に、なによりもまず改められなければならないのは人間であることを、また自由と正義とを確立せしめるためには、まず浄化されかつ革新されなければならないのは思想および行動の源泉であることを、十分に認識していた。また革命家達は、より効果的な教育をすること、市民的自由とともに親への義務の感情を若者に教

えこむこと、さらに国家による褒章への競争心によりその感情を駆り立てること、を想っていた。⁽²³⁾

しかし、それは、ただ単に、漠然とした法律案であり、そこに提案された方法は、目的の重要性と比較して釣り合いがとれているようにはおもわれない。なおかつ、いかなる公権力が、権威と信念をもって、制度にその全て of の価値および全ての力を与えることができる唯一のものであるこの道徳的な改革を、かつて行うことができたであろうか。

本号の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻(有斐閣、一九六〇年)、J・ゴデシヨ(瓜生洋一他訳)『フランス革命年代記』(日本評論社、一九八九年)、*Grand Dictionnaire universel du XIV^e siècle*, Paris, *Petit Robert II* SNL-Le Robert 1980, *Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse*, を参照した。

また、訳文中()を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

原注

- (1) 一七九三年にはもはや「父」のみではなく「父と母」にされた。一七九二年九月二〇日のデクレでは、婚姻には「父の同意で十分である」とされていた。第四章、第四条。一七九三年の民法典(第一)草案では、父と母の同意が必要と改められた。
- (2) 「パンの次に、人が第一に必要なものは教育である。」公教育に関する議論におけるダントンの発言。共和暦二年霜月二九日のデクレ。(以上、原書三〇七頁3・4)
- (3) 民法典(第一)草案、第五卷、第二章。
- (4) カンパセレス、民法典第一草案に関する予備報告書
- (5) 法律の解釈に関するデクレ (Décret interprétatif)、共和暦二年実月九日(一七九四年八月二六日)。第二三番目の質問。Duvergier、本訳稿七卷三二八頁。
- (6) 一七九〇年八月一六、二四日のデクレ、第一章第一五条。Duvergier, VIII, p318.
- (7) 同デクレ。第一六条、第一七条。(以上、原書三〇八頁1・2・3・4・5)
- (8) 一七九二年九月二〇日のデクレ第四章第一節第二条、第三条。民法典第一草案第一編第二章第六条。
- (9) 民法典第一草案第一編第八章第一四条は、一六歳からの解放を定める。婚姻は、当然に解放することができる。同第五章第八條。一六歳から、人は十全に営業をすることができる。第五章第九條。民法典第二草案(一七九四年)においては、この年齢を、一六歳に代えて一八歳としている。父

母は、子の成年まで、その子の財産に対し用益権を有する。それは、両親がその子に与えている世話に対する補償である。

(10) 民法典第一草案第一編第二章第一条乃至第一三条。

一七九三年九月七日のデクレ。(以上、原書三〇九頁1・2・3)

(11) プザール「後見の基礎採択決定の理由書」等 (Bezard, *Exposé des motifs qui ont déterminé les bases adoptées pour les tutelles, etc.*) 国立文書館 (Archives nationales) AD XVIII C. t. 325。——民法典第一草案第一編第九章、第二条では、心神喪失、乱心、痴愚の三項のみを禁治産の原因にしている。

(12) 一七九二年九月二〇日のデクレ、第四章第二条及び一七九二年八月二八日のデクレ。ランジュイネ「国民公会立法委員会の名において、成年を二一歳と定める一七九二年九月二〇日の法律の第四章第二条の解釈デクレの報告ならびに草案」(Lanjuinais, *Rapport et projet de décret interprétatif de l'art. 2 du tit. IV de la loi du 20 septembre 1792 qui fixe la majorité à vingt et un ans, du nom du Comité de leg. de la Com. AD XVIII C. t. 325.*)
——一七九三年一月三十一日の解釈デクレ。Duvergier 第五卷、一六六頁(前掲原注)(3)(参照)

(13) ミュレルは成年を二五歳とする側だったが、市民が父母の同意なく婚姻なしうる能力を二一歳にすることを提案した。これは旧法の逆である。——デュカステル、ヴォアザンは成年を二一歳にしようとした。Montieur,

フィリップ・サニヤック著「フランス革命における民事立法」(9)

XIII 卷、四三八頁、——ヴォワールブルの陳情書(メーヌ州) Bellez, IV. 336 「二〇歳になった誰もが自らの不動産を享有し、処分できるように、子の成年を二五歳とする慣習法を改正していただきたい。」

(14) パリ、オルレアン、アンジュー、メーヌの各慣習法は、二〇歳をもって成年と定めていた。

(15) 旧法制度下では、①慣習法上の成年、および②オルドナンスによる成年(二五歳)が存在した。(以上、原書三一〇頁、1・2・3・4・5)

(16) 民法典第一草案第三編第一章第一五条。「この法律は、単に損害(lesion)を原因とする、物の価格の限度内での原状回復訴権を認めない。このことは、不動産に関しても同様とする」。

(17) 同草案、第一篇第二条、第四一五条。

(18) メルランは、憲法制定議会議員は、一四六九年および一四九一年のボウマンズ地方の身分法を模した、と述べている。Merlin, *Repertoire*, t. II, p. 48 (Vo. Arbitrage)。シャリマン『ボウマンズ地方身分法新注釈書第一卷三三三頁』(Julien, *Nouveau Commentaire sur les statuts t de Provence*, t. I, p. 352) の一四九一年の身分法参照。「領主、その家臣および領民、団体および私人、ならびに父母、近親者および配偶者は、——地方のより広大な部分において、仲裁契約を結ぶであろう。かくすれば激しい敵意をもって、多数の意図的な訴訟当事者の費用で行われている訴訟の無軌道な風習を是正することができるであらう。」

- (19) Merim, *ibid.*, p. 47. 一五六〇年八月の王令、ムーランの王令第八三条、一六二九年一月の王令第一五二条。ニリは、これらの王令は、殆んど実効性を有していなかったし、裁判官は、当事者がその紛争を解決するための仲裁人をおくように命ずることは、かなり困難であったと指摘している。プロヴァンス地方においては、慣習は、親族間の仲裁に対し、制限を付していた。Jurien, t. I, p. 355. (以上、原書三二二頁、1・2・3・4)
- (20) 共和暦二年收穫月七日(一七九四年六月二五日)のデクワ。Duvergier, VII, p. 246.
- (21) 古法においては、後見人は、父母および未成年者の友人の意見(を聞いた後)に、裁判官によって任命されていた。婚姻に関しては、その裁判官の面前に参集した父母の意見を聴取した後、後見人が同意しなければならぬ。一七四三年二月の王宣第一二条。Iseibert, XVII, p. 159.
- (22) 後見に關して、祖父母には特権があった。彼らは(自然な後見人(tuteurs naturels)で、父母の同意を必要としない。民法典第一草案第一編第八章第二条及至第四條。(以上、原書三二二頁、1・2・3)
- (23) Berlier (Théophile, comte 1761-1840, 法律家、政治家、国民公会議員) 父権という不当に立てられた章で認められている諸権利に代えて子と両親との間に存続すべき關係に關する演説および法律案 (Discours et projet de loi sur les rapports qui doivent subsister entre les enfants et les auteurs de leurs jours, en remplacement des droits

commis sous le titre usurpé de puissance paternelle), Arch. nat. AD XVII, c., t. 325. 最後の部分を見よ。「父権の持つぎわめて豊富な特質を道德制度によって代替する方法」「しかし、父母の意志とは無關係に契約を締結し、かつ婚姻さえする権能を成年に達した子に付与することになれば、諸君は、子がその生涯のいかなる時期においても、父母とつねに一致協力してのみ行動する権利を持つてるようにしなければならぬ」「諸君は、國家による褒章によってこのような成果をあげるだろう」。(原書三一三頁一)

訳注

- ① 家族会 (conseil de famille) 親および資格を有する者の會議。後見裁判官 [Juge des tutelles] の主宰の下で、未成年者または後見に付された成年者の名において行われる一定の重大な行為に許可を与え、後見人による管理を統制する任務を負う。(フランス法律用語辞典〔中村紘一・新倉修・今関源成〕Ⅱ〔監訳〕)
- ② ある個人を、ある種の公権、私権および家族上の権利 (droits civiques, civils et de famille) に關して、無能力とする刑罰 (江藤价泰・フランス民事訴訟法研究「フランスにおける形成判決の効力」一〇八頁)。
- ③ 民法典第一草案においては、このような損害 (lésion) を原因とする取消訴訟を認めていなかったが、その後成立した民法典においては、特殊な法律行為および特殊な人について、被害者に取消訴訟を認めた (Por-

Paris, 『民法典序論』野田良之訳。八一頁参照。

- ④ 一七九〇年から九一年にかけて、農業および商工業における経済活動の自由が保障された。とくに、九一年三月の「アラルド (Allarde) 法」により宣誓ギルドが廃止され、六月の「ル・シャブリエ (Le Chapelier) 法」により、あらゆる種類の同業組合を組織すること自体が禁止された。これにより、経済部門における旧来の身分的・社团的結合が廃棄された。ナポレオン時代には、ル・シャブリエ法は、刑法典に引き継がれ、結社、団結は禁止された。これによって、労働運動は抑圧される。第三共和制、一八八四年、ワルデク・ルソー法 (Waldack-Roussseau) により労働組合が復活する (フランス史、山川出版、二卷三五七頁、四四〇頁、三卷一三三頁参照)。

(代表―江藤价泰、会員―瓜生洋一、萩原貞正、貴田晃、白石裕子)